



# 熊本県公報

第 1 2 4 8 5 号  
平成 28 年 1 月 15 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の変更登録・・・ (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定 ( " ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新 ( " ) 2
- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (県政情報文書課) 2
- 保安林の指定に関する予定 (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定 ( " ) 3
- 保安林の指定に関する予定 ( " ) 3
- 保安林の指定に関する予定 ( " ) 3
- 道路の区域変更 (道路保全課) 4
- 道路の区域変更 ( " ) 4
- 道路の供用開始 ( " ) 4
- 道路の供用開始 ( " ) 5
- 土地改良区定款変更の認可 (農村計画課) 5
- 土地改良区定款変更の認可 ( " ) 5
- 土地改良区土地改良事業計画変更の認可 ( " ) 5
- 土地改良区役員の就任 ( " ) 5
- 平成 28 年度及び 29 年度治山・林道事業測量設計等業務委託に係る指名競争入札参加希望調査 (技術管理課) 6
- 道路の位置指定 (建築課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 ( " ) 10
- 農用地利用配分計画の認可 (農地・農業振興課) 10
- 平成 27 年度阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催 (阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 10
- 第 29 回熊本県地域福祉推進委員会の開催 (地域福祉推進委員会) 11
- 平成 27 年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催 (菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 11
- 平成 27 年度第 5 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催 (感染症発生動向調査企画委員会) 12
- 定時登録における直接請求の連署基準数 (選挙管理委員会) 12
- 定時登録における直接請求の連署基準数 ( " ) 12
- 海区漁業調整委員会委員の直接請求に係る連署基準数 ( " ) 13
- 平成 27 年度熊本県卸売市場審議会の開催 (卸売市場審議会) 13

## 告 示

### 熊本県告示第 47 号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)附則第 20 条第 2 項において準用する同法第 48 条の 6 第 1 項の規定により登録特定行為事業者から次のとおり変更の届出があったので、同法附則第 20 条第 2 項において準用する同法第 48 条の 8 の規定により公示する。

平成 28 年 1 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
NPO 法人 NEXTEP ヘルパーステーション ドラゴンキッズ	事業者の住所	合志市野々島 2 4 6 1 - 2	合志市幾久富 1 1 2 3 - 5	平成 27 年 1 2 月 2 1 日

熊本県告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
さくら調剤薬局菊陽東店 菊池郡菊陽町馬場楠427番7	平成28年1月1日

熊本県告示第49号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
訪問看護ステーションありあけ 玉名郡長洲町宮野2775番地	平成28年1月1日
松橋クローバー薬局 宇城市松橋町豊福2064番地3	平成28年1月1日

熊本県告示第50号

平成26年3月18日熊本県告示第216号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

表熊本県育休等代替臨時職員採用試験（免許資格職）の項の次に次のように加える。

熊本県育休等代替臨時職員採用試験（理化学職）※健康福祉政策課実施分	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	健康福祉政策課

熊本県告示第51号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町洞岳字上尾園4064番4、字城ノ尾4137番2、4138番、4139番、4140番2、4144番、字松原4148番2、字飯田谷4341番から4345番まで、4348番から4350番まで、4353番、4362番、4366番2、4367番

- 指定の目的 水源の涵養

- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇城ノ尾4137番2・4138番・4139番・4140番2・字飯田谷4366番2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字上尾園4064番4、字松原4148番2、字飯田谷4348番から4350番まで、4353番、4362番

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成28年1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町下草野字内底227番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字内底227番（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 熊本県告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成28年1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町椿字本屋敷300番1・300番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字本屋敷300番1・300番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 熊本県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成28年1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町目丸字上ノ浜3917番1、3918番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上ノ浜3917番1・3918番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第55号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年1月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木山鹿線	山鹿市鹿央町千田字権現田 3248番2地先から 山鹿市鹿央町持松字前田 218番5地先まで	前	5.2 ～ 10.6	680.0	防交 安 (改築)
			後	8.9 ～ 19.7		

2 区域を変更する期日 平成28年1月15日

**熊本県告示第56号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年1月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	合志市福原字井手筋 3261番2地先から 同所 3260番2地先まで	前	5.0 ～ 13.0	92.0	単道改
			後	7.0 ～ 22.5		
		菊池郡菊陽町大字原水字下長塚 6124番24地先から 同所 6124番26地先まで	前	4.0 ～ 12.0	110.0	
			後	12.0 ～ 19.0		

2 区域を変更する期日 平成28年1月15日

**熊本県告示第57号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年1月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村万江甲字上小森 1338番8地先から 同所	144.8	防交 安 (災害防除)

1338番8地先まで

2 供用を開始する期日 平成28年1月19日

熊本県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年1月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	天草市河浦町立原字道明 754番2地先から 同所 754番3地先まで	34.2	防交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成28年1月27日

公 告

熊本県公告第27号

宇城市に事務所を置く松橋町外一ヶ町土地改良区理事長西村智から平成27年12月4日付けで申請のあった定款附属書役員選任規程の変更については、平成28年1月4日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第28号

熊本市に事務所を置く杉上土地改良区理事長陣榮一から平成27年8月20日付けで申請のあった定款の変更については、平成28年1月5日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第29号

玉名郡南関町に事務所を置く南関町土地改良区理事長から認可の申請があった土地改良事業計画（維持管理）の変更については、平成28年1月5日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書（維持管理計画書）の写し
- 縦覧期間  
平成28年1月18日から平成28年2月15日まで
- 縦覧の場所  
南関町役場  
南関町土地改良区事務所

熊本県公告第30号

玉名郡南関町に事務所を置く南関町土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
就任 監事	倉岡 正敏	玉名郡南関町大字相谷1327番地1

**熊本県公告第31号**

平成28年度及び平成29年度において熊本県農林水産部森林局が発注する測量、設計等業務委託に係る指名競争入札に参加を希望する者について、次のとおり調査を行う。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 対象者  
平成28年度及び平成29年度の熊本県入札参加資格を有する者（熊本県土木部監理課登録）又は当該資格を有する見込みのある者であって、別表1又は別表2に定める技術者を有するもの。

2 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務委託に係る指名競争入札参加希望調査申請書（別記第1号様式）	1部
2	技術者経歴書（別記第2号様式から4号様式まで）	1部
3	測量・設計等実績調書（別記第5号様式）	1部
4	資格の登録を証する書面の写し	1部
5	切手を貼付した返信用封筒	1部

3 提出方法

持参又は郵送（簡易書留によること。）

4 提出期限

平成28年2月19日（郵送の場合は、平成28年2月19日消印有効）

5 提出先

- (1) 持参の場合 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農林水産部農村振興局技術管理課  
 (2) 郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 農林水産部農村振興局技術管理課

6 結果通知

1の対象者に該当するか否かについては、平成27年3月31日までに文書で通知する予定

7 問合せ先

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 電話096-333-2467

8 その他

様式等については、県庁ホームページから入手できる。

別表1 技術者該当区分（治山事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者

(2) 設計・解析等調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの (2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木

	<p>又は林業の課程をいう。)を修めて卒業した者(以下この表において「大学卒業者」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程(土木、農業土木又は林業の課程をいう。)を修めて卒業した者(以下この表において「専門学校卒業者」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格(以下この表において「同等資格」という。)を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者(以下この表において「高等学校卒業者」という。)であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が32年以上あるもの</p>
主任技師	<p>設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算2年以上である者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの</p> <p>(2) R C C M(森林土木部門)の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの</p> <p>(3) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上あるもの</p> <p>(4) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの</p> <p>(5) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの</p>
(3) 現場技術業務委託	
技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者 (技師A)	<p>1 技術士(森林土木部門)の登録を受けた者</p> <p>2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの(森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が4年以上あるものに限る。)</p> <p>(1) 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(2) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程(土木、農業土木又は林業の課程をいう。)を修めて卒業した者(以下この表において「大学卒業者」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上あるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程(土木、農業土木又は林業の課程をいう。)を修めて卒業した者(以下この表において「専門学校卒業者」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上あるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格(以下この表において「同等資格」という。)を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる</p>

	者（以下この表において「高等学校卒業生」という。）であつて、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 20 年以上あるもの
現場技術員 （技師 C）	次の各号のいずれかに該当する者（森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるものに限る。） （1） 2 級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの （2） 大学卒業生であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの （3） 専門学校卒業生であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの （4） 高等学校卒業生であつて、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 11 年以上あるもの
現場技術員 （技術員）	次の各号のいずれかに該当する者 （1） 2 級土木施工管理技士の資格を取得した者 （2） 森林土木部門の職務に従事した期間が 3 年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者

別表 2 技術者該当区分（林道事業関係）

（1）測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上ある者

（2）設計・解析等調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算 5 年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの （1） 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上あるもの （2） R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上あるもの （3） 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「大学卒業生」という。）であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上あるもの （4） 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「専門学校卒業生」という。）であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上あるもの （5） 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下この表において「高等学校卒業生」という。）であつて、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 32 年以上あるもの



主任技師	<p>設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算 2 年以上である者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</li> <li>(2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</li> <li>(3) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 8 年以上あるもの</li> <li>(4) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上あるもの</li> <li>(5) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上あるもの</li> </ul>
------	--

(3) 現場技術業務委託

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者 (技師 A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</li> <li>2 委託する現場技術業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの</li> <li>(2) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの</li> <li>(3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「大学卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 3 年以上あるもの</li> <li>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「専門学校卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 7 年以上あるもの</li> <li>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下この表において「高等学校卒業者」という。）であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 0 年以上あるもの</li> </ul> </li> </ul>
現場技術員 (技師 C)	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの</li> <li>(2) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの</li> <li>(3) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの</li> <li>(4) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 1 年以上あるもの</li> </ul>
現場技術員 (技術員)	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得した者</li> <li>(2) 森林土木部門の職務に従事した期間が 3 年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者</li> </ul>

熊本県公告第32号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字引水856番地10
- 2 築造者の氏名 有限会社大永不動産
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字引水字古庄谷880番8
- 4 道路の幅員 5.00メートルから5.01メートルまで
- 5 道路の延長 118.41メートル
- 6 指定年月日 平成27年12月25日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第185号

熊本県公告第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上六嘉字鈴町1049番1  
241.47平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡嘉島町大字上六嘉863番地2  
尾崎 俊介

熊本県公告第34号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
小島 孝生	阿蘇郡高森町芹口	阿蘇郡高森町大字芹口字馬場1761番ほか10筆
川部 喜一	阿蘇郡高森町芹口	阿蘇郡高森町大字芹口字出口1928番ほか4筆
稲葉 太郎	宇城市三角町中村	宇城市不知火町松合字和田原1870番
石山 彬広	下益城郡美里町佐俣	下益城郡美里町大字佐俣字上原1168番
戸北 洋臣	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字德行547番1
戸北 洋臣	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字檜山406番
濱田 良一	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字東浜49番1ほか3筆

- 2 認可年月日  
平成28年1月8日

登載依頼

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成28年1月15日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会  
(阿蘇地域健康危機管理推進会議) 会長

- 1 開催日時  
平成28年2月16日(火) 15時から16時30分まで
- 2 開催場所  
阿蘇市内牧1204  
熊本県阿蘇保健所 2階 会議室
- 3 議題  
(1) 平成28年度病院群輪番制病院運営事業について  
(2) 救急搬送の状況について  
(3) 地域災害医療体制について  
(4) 健康危機管理について  
(5) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
阿蘇市内牧1204  
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県阿蘇保健所総務福祉課)  
(電話 0967-32-0535)

**熊本県地域福祉推進委員会公告第1号**

第29回熊本県地域福祉推進委員会を次のとおり開催する。

平成28年1月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
平成28年2月9日(火)  
午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺公園28番51号  
熊本テルサ2階 「ひばり」
- 3 議題  
第3期熊本県地域福祉支援計画について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県地域福祉推進委員会事務局  
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室地域福祉班)  
(電話 096-383-1111 内線7025)

**菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成27年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成28年1月15日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成28年1月28日(木) 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所  
熊本県菊池総合庁舎別館2階 大会議室
- 3 議題  
(1) 報告事項  
平成27年中の菊池圏域における救急搬送の状況  
(2) 審議事項  
平成28年度病院群輪番制事業計画(案)について(救急医療関係)  
(3) 協議事項(これより両会議を兼ねる)  
第6次菊池地域保健医療計画の評価について(救急医療、健康危機管理関係)  
(4) その他
- 4 傍聴者の定員

- 10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
  - 菊池市限府1272-10
  - 菊池地域保健医療推進協議会事務局（熊本県菊池保健所総務企画課内）
  - （電話0968-25-4156）

**熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第4号**

平成27年度第5回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成28年1月15日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会  
委員長 高木 一孝

- 1 開催日時
  - 平成28年1月20日（水）
  - 午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
  - 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - 熊本県庁行政棟新館 8階803会議室
- 3 議題
  - 平成27年12月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
  - 5人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
  - (3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
  - 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - 熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
  - （電話096-333-2240）

**熊本県選挙管理委員会告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。  
平成28年1月15日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松永 榮治

その総数の50分の1 29,419  
その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 283,864

**熊本県選挙管理委員会告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。  
平成28年1月15日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松永 榮治

その総数の3分の1の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	59,358
八代市・八代郡選挙区	39,136
人吉市選挙区	9,320

荒尾市選挙区	14,888
水俣市選挙区	7,251
玉名市選挙区	18,568
天草市・天草郡選挙区	26,130
山鹿市選挙区	15,052
菊池市選挙区	13,648
宇土市選挙区	10,188
上天草市選挙区	8,246
宇城市・下益城郡選挙区	19,831
阿蘇市選挙区	7,671
合志市選挙区	15,261
玉名郡選挙区	11,988
菊池郡選挙区	19,023
阿蘇郡選挙区	10,899
上益城郡選挙区	24,323
葦北郡選挙区	6,670
球磨郡選挙区	15,730
その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	135,232

**熊本県選挙管理委員会告示第3号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年1月15日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

熊本県有明海区	869
天草不知火海区	1,170

**熊本県卸売市場審議会公告第1号**

熊本県卸売市場審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成28年1月15日

熊本県卸売市場審議会

- 1 開催日時  
平成28年1月22日（金）  
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 審議会室
- 3 議事  
(1) 議題  
第10次熊本県卸売市場整備計画について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県卸売市場審議会事務局（熊本県農林水産部経営局流通企画課流通・販促班）  
（電話096-333-2470 ダイアルイン）